

農家民宿 開設のてびき



福島県観光交流局観光交流課

はじめに

近年、体験交流型観光に対するニーズが高まってきており、首都圏からのアクセスが容易で豊かな地域資源に恵まれた本県農山漁村での滞在型余暇活動「グリーン・ツーリズム」は、交流人口拡大等による地域経済の発展に寄与するものとして大きく期待されております。

県は、今年度から「観光」「福島空港の利活用」及び「県産品」の関連業務を所管する組織を再編統合して、『観光交流局』を設置しました。

観光交流局では、県行政内部の様々な垣根を越え、「交流」をキーワードとした施策を強化しており、これまで農林水産部で所管しておりましたグリーン・ツーリズム業務は企画調整部で所管していた定住・二地域居住業務とともに観光交流課で担当し、時代のニーズに即した多角的な事業展開を図っております。

また、国では、総務省、農林水産省、文部科学省の三省連携事業として「子ども農山漁村交流プロジェクト」を今年度立ち上げ、子ども達の農山漁村での長期宿泊体験活動を通じた教育交流の推進と地域の活性化を目指しております。

このような中、県では、農山漁村での体験交流の拠点としてこれまで開設を促進してきました農家民宿がますます重要な役割を果たしていくことから、これを積極的に活用した受入体制の整備や周辺地域への開設拡大を促進することとしており、さらに、グリーン・ツーリズムの推進にあたっては、組織統合による相乗効果を活かし、時代のニーズに即した事業展開を図ることとしております。

この度、農家民宿の開業を目指しておられる方に、その計画から営業開始までの実際の手続きに沿って解説した「うつくしま。の農家民宿開設のてびき《改訂版》（平成19年5月）」を改編・拡充のうえ、「農家民宿開設のてびき」と改題して発行いたしました。

この冊子を、一人でも多くの皆さまが手にとり、農家民宿の開設をはじめグリーン・ツーリズムの推進に取り組み、本県の魅力を情報発信していただき、本県を訪れるお客様との交流を通じた地域の活性化に役立てていただければ幸いです。

平成20年11月

福島県観光交流局観光交流課長

高 野 浩 二

目 次

<解説篇>

第1	農家民宿の定義・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	農林漁業体験民宿業・・・・・・・・	2
2	「農林漁業体験民宿」と「民宿」・・・・・・・・	2
3	農林漁業体験民宿のまとめ・・・・・・・・	4
4	農家民宿に対する法による規制と規制緩和・・・・・・・・	5
第2	農家民宿の営業手続き・・・・・・・・	7
1	農家民宿開業までの流れ・・・・・・・・	7
2	営業できる区域・・・・・・・・	8
3	都市計画法関係・・・・・・・・	9
4	建築基準法及び消防法関係・・・・・・・・	9
5	旅館業法の営業許可・・・・・・・・	10
6	農林漁業体験民宿業であること等の確認・・・・・・・・	11
7	営業許可申請の手続き・・・・・・・・	11
8	旅館業法関係の構造設備の基準及び衛生措置の基準・・・・・・・・	12
第3	旅館業営業許可早見表・・・・・・・・	14
第4	食事の提供のための営業手続き・・・・・・・・	15
1	営業許可・・・・・・・・	15
2	食品衛生法の施設基準及び管理運営基準・・・・・・・・	15
3	加工食品の製造・販売・・・・・・・・	15
第5	問い合わせ先・・・・・・・・	16

<資料篇>

【事例1】	自慢の米や野菜を喜ぶ顔がうれしい(喜多方市：農泊小林)・・・・・・・・	20
【事例2】	子どもたちに食と農の大切さを教えたい(喜多方市：農泊みちくさの家)・・	22
【事例3】	知らない人との交流が楽しい(喜多方市：農泊やまり)・・・・・・・・	24
	旅館業営業許可申請書・・・・・・・・	26
	飲食店営業許可申請書・・・・・・・・	28
	農林漁業体験民宿業であること等の確認に関する事務処理要領・・・・・・・・	29
	開発審査会審査基準第14号(農家民宿)・・・・・・・・	43
	市街化調整区域における建築等申請書・・・・・・・・	44

<実践ノート>

1	農家民宿をイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・	46
(1)	「わたしの農家民宿」をイメージして不安や悩みを解消・・・・・・・・	46
(2)	サービスてんこ盛りの農家民宿をみる・・・・・・・・	46
2	農家民宿スタイルの種類・・・・・・・・	49
(1)	素泊まり・・・・・・・・	49
(2)	1泊朝食付き・・・・・・・・	49
(3)	1泊朝食付き + 調理体験・・・・・・・・	50
(4)	1泊2食付・・・・・・・・	50
(5)	(風呂なし)・・・・・・・・	50
(6)	+ 農林漁業体験・・・・・・・・	50
(7)	加工食品の製造・販売・・・・・・・・	51
3	あなたの農家民宿スタイル(形式)をきめる・・・・・・・・	51
4	これからする手続きについて考える・・・・・・・・	53
5	いろいろな法律をクリア・・・・・・・・	55
(1)	事前相談の前に・・・・・・・・	55
(2)	事前相談・・・・・・・・	56
(3)	申請・・・・・・・・	57
(4)	現地調査・・・・・・・・	58
(5)	許可・・・・・・・・	58
6	さあ、はじめよう・・・・・・・・	59
(1)	家族で協力・地域で連携・・・・・・・・	59
(2)	保険・・・・・・・・	59
(3)	インテリア・演出・・・・・・・・	59
(4)	衛生管理・・・・・・・・	59
(5)	設備管理・・・・・・・・	60
(6)	農林漁業体験民宿登録制度・・・・・・・・	60
7	サポート・・・・・・・・	60
(1)	開設者支援のための研修会・・・・・・・・	60
(2)	農業制度資金等・・・・・・・・	60

<解説篇>



第1 農家民宿の定義

1 農林漁業体験民宿業

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(通称：グリーン・ツーリズム法または農山漁村余暇法)」において、「農林漁業体験民宿業とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業をいう。」と定義されています。

一般的に、「農林漁業体験民宿業」では長くてわかりづらいため、開設者が「農林漁業体験」を提供する農林漁業者に限られることから、便宜上これまで「農家民宿」と呼称されてきました。

しかし、平成17年12月からは農林漁業者以外の個人、団体も「農林漁業体験民宿業」をできることになったため、「農家民宿」という呼称では紛らわしくなっていました。

そこで、この手引では

- ① 農林漁業者による「農林漁業体験民宿業」 = 「農家民宿」
 - ② 非農林漁業者による「農林漁業体験民宿業」 = 「体験民宿」
- と呼ぶことにします。



2 「農林漁業体験民宿」と「民宿」

ところで、「農林漁業体験民宿」とこれまであった「民宿」との違いとは何でしょう。農家の人が「民宿」を開設したら、それは「農家民宿」とは言わないのでしょうか。

(1) 営業区分

まず、「民宿」について考えてみます。「農家民宿」をはじめ、いわゆる「民宿」や「旅館」、「ホテル」などは営業するために旅館業法の営業許可が必要です。そして、旅館業法には次の4つの区分があります。

区 分	内 容
①ホテル営業	洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
②旅館営業	和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの
③簡易宿所営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの
④下宿営業	施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

見てきましたように、「民宿」という表現は旅館業法にはありません。上記のうち、主に「③簡易宿所営業」について一般的に「民宿」と呼称しています。

(2)「農家民宿」の営業区分の特例

旅館業法の特例として、農林漁業者が「農林漁業体験民宿業」を営む場合に限り、この「簡易宿所」の営業許可が取りやすくなっています。具体的には、客室延床面積 33 ㎡以上*¹ ないと営業許可を受けられない、という一般の「簡易宿所」の下限面積が適用されません。



つまり、農林漁業者が営む「農家民宿」であれば、空き部屋1つ、2つを活用した客室延床面積が 33 ㎡未満の民宿(簡易宿所)を営むことも可能です。

*¹ 客室延床面積 33 ㎡以上

客室とする部屋の面積の合計が 33 ㎡以上、つまり約 10 坪以上。畳に換算すると、平均的な大きさの畳で 20 畳以上であるから、例えば① 8 畳間 2 部屋に 6 畳間 1 部屋、② 6 畳間 4 部屋以上ないと農家民宿以外は開設できないが、農家民宿であれば 6 畳間 1 部屋からでも開設することが出来る。

(3)「農林漁業体験民宿業」に必要な役務の提供

ところで、先に見たグリーン・ツーリズム法においては「農林漁業体験民宿業」についての定義があり、それは以下のようになっています。

「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動(以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。)に必要な役務*²を提供する営業をいう

「必要な役務」を提供しなければ農林漁業者であっても客室延床面積 33 ㎡未満の民宿(簡易宿所)を営むことはできないこととなりますが、『農山漁村滞在型余暇活動をするために宿泊施設を提供する』ということも「役務の提供」に該当するため、特別なメニューとして農林漁業体験を提供しなくても、客室延床面積 33 ㎡未満の民宿(簡易宿所)を営むことが可能となります。

よって、《農林漁業者が営む「農林漁業体験民宿」》も、特別な農林漁業体験を提供しない《農林漁業者が営む「民宿」》も、「農家民宿」ということになり、農林漁業者が営む民宿については、「農家民宿」と呼称しても、「民宿」と呼称しても差し支えありません。

*² 必要な役務

- 一 農村滞在型余暇活動に必要な次に掲げる役務
 - イ 農作業の体験の指導
 - ロ 農産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 農用地その他の農業資源の案内

- ホ 農作業体験施設等を利用させる役務
- ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん
- 二 山村滞在型余暇活動(主として都市の住民が余暇を利用して山村に滞在しつつ行う森林施業の体験その他林業に対する理解を深めるための活動をいう。)に必要な次に掲げる役務
 - イ 森林施業又は林産物の生産若しくは採取の体験の指導
 - ロ 林産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 森林の案内
 - ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん
- 三 漁村滞在型余暇活動(主として都市の住民が余暇を利用して漁村に滞在しつつ行う漁ろの体験その他漁業に対する理解を深めるための活動をいう。)に必要な次に掲げる役務
 - イ 漁ろ又は水産動植物の養殖の体験の指導
 - ロ 水産物の加工又は調理の体験の指導
 - ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 漁場の案内
 - ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあつせん

3 農林漁業体験民宿のまとめ

これまでを表にまとめると、以下のようになります。

この手引では、農家民宿の中でも、特に客室延床面積 33 m²未満の小規模農家民宿(営業区分：簡易宿所)を対象として説明していきます。

項 目	開 設 者			
	農林漁業者		非農林漁業者	
	特別な農林業体験メニュー		特別な農林業体験メニュー	
	提供する	提供しない	提供する	提供しない
客室延床面積33m ² 未満	開業できる	開業できる	開業できない	開業できない
客室延床面積33m ² 以上	開業できる	開業できる	開業できる	開業できる
登録機関への登録 (公的標識の掲示)	登録できる	登録できる	登録できる	登録できない
この手引における呼称	農家民宿	農家民宿	体験民宿	民宿

注 ：小規模農林漁家民宿

4 農家民宿に対する法の規制緩和等

さらに、3で示した「農家民宿」に対しては規制緩和が適用され、より民宿を開設しやすくなっています。各法による規制および規制緩和など農林漁業体験民宿に関する法律行為の主な内容については、下記のようになっています。



(1) 規制緩和の流れ

時期	緩和の概要	内 容
平成15年 3月	法解釈の明確化	道路運送法 (農家民宿等の宿泊施設が、宿泊サービスの一環として宿泊者を最寄りの駅及びこれに準ずる場所までの送迎輸送するは、許可の対象外)
平成15年 3月	法解釈の明確化	旅行業法 (農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスに、農業体験を付加して販売・広告することは、法に抵触しない)
平成15年 4月	法の改正	旅館業法施行規則 (農林漁業者は33㎡未満でも簡易宿所営業許可取得が可能)
平成16年 3月	県指導の緩和	食品衛生法施行条例 (自炊行為は許可対象外、各種設備の自家用との兼用、利用客が体験調理をするための調理場への入室は可能)
平成16年 12月	法解釈の明確化	消防法 (農家民宿における誘導灯等の消防用設備等の設置基準については、地元の消防長又は消防署長の柔軟な判断で対応が可能)
平成17年 1月	法解釈の明確化	建築基準法 (客室の床面積の合計が33㎡未満の農家民宿で避難上問題がないものは、建築基準法上旅館に該当しない)
平成17年 3月	県指導の緩和	旅館業法施行条例 (トイレの手洗い設備について、種類でなく実態で判断)
平成17年 4月	条例の改正	旅館業法施行条例 (トイレの設備について便器の種類及び数は規制しない)
平成17年 7月	国指導の緩和	「都市と農山漁村の共生・対流に関する副大臣プロジェクトチーム」が、農家民宿の取組が円滑に進むよう、関係省が連携して一層の推進を図ることを検討し、これを受け、厚労省より施設取扱緩和の通達(本県では同内容をH16.3に緩和済み)
平成18年 7月	都市計画法令関係の規制緩和	福島県開発審査会審査基準の改正 (市街化調整区域内での農家民宿開設は、都市計画法上の開発行為にあたるため規制されているが、一定の条件を満たす場合は開設可能)

(2) 規制緩和の整理表

開設主体 各法による規制 および規制緩和の内容	農林漁業者		非農林漁業者	
	客室延床面積		客室延床面積	
	33㎡未満	33㎡以上	33㎡未満	33㎡以上
市街化調整区域内での営業	○	×		×
旅館業法の営業許可の取得 (簡易宿所)	○	○		○
水洗式以外のトイレでの営業	○	×		×
トイレの手洗設備の整備	注1	注1		注1
建築基準法上の 旅館に該当しない	○	×		×
消防法の規制緩和	注2			注2
農林漁業体験民宿 としての登録(任意)	○	○		○
宿泊サービスとしての 送迎輸送(道路運送法)	○	○		○
体験ツアー等の販売・広告 (旅行業法)	○	○		○

注1 専用の設備が望ましいが、手洗いに支障ない構造の場合は便器一体型も可

注2 規制緩和の適用を個別に判断する



第2 農家民宿の営業手続き

農林漁業者の家屋(住まい)を使って農林漁業体験民宿を開設する場合を想定して、住宅からの用途変更を念頭に、「客室延床面積 33 m²未満」、「客室延床面積 33 m²以上」に分けて説明します。

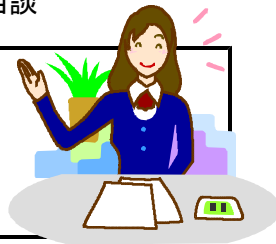
さらに、食事の提供をする場合は、旅館業法の「営業許可(ホテル・旅館・簡易宿所)」のほかに、食品衛生法の「飲食店」営業許可を取得する必要があります。

なお、ここに記載した内容はあくまで一般的なケースを想定したものであり、建築年次や構造、規模などにより特別な対応が必要となる場合がありますので、家の間取り図等(平面図など)を準備して、保健所、市又は県の建築確認担当部署、消防署(広域消防本部)などに出向き、相談してください。

1 農家民宿の開業までの流れ

(1) 農家民宿開業のための事前相談

**① まずは、最寄りの
農林事務所企画部に
御相談ください。**



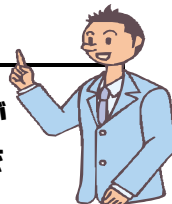
* 農家民宿に関する相談窓口は、農林事務所企画部
地域農林企画課です。

② 話しが具体的になったら、保健所、建築確認担当部署、消防本部などの関係機関と相談します。

* 相談に際し、家の間取りがわかる平面図、写真などを準備すること。

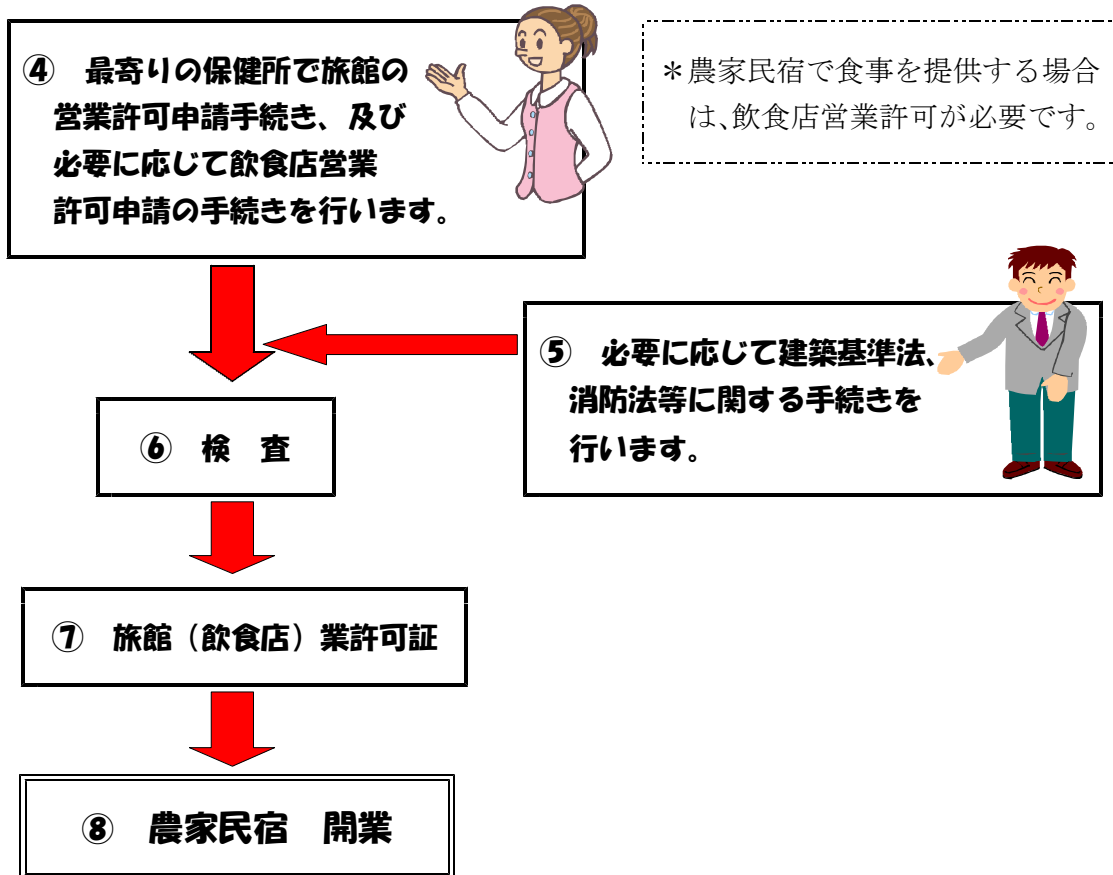
(2) 農林漁業体験民宿業の確認

**③ 農林事務所又は水産事務所が
民宿開設の主体が農林漁業者で
あることの確認をします。**



* 農家民宿に関する各種法令の緩和措置を受ける場合、「農林漁業体験民宿業の確認書」が必要。

(3) 旅館業法、食品衛生法等に関する手続き



2 営業できる区域

(1) 都市計画法による制限

市街化調整区域に定められている地域では、一般的に旅館、民宿などの開業は制限されます。

ただし、中核市(郡山市、いわき市)以外の市町村内の市街化調整区域内では、既存の自宅等を利用した客室延床面積 33 m²未満の農家民宿に限って、都市計画法上の許可を受けることができます。(中核市については、市ごとに基準が定められています。)

農家民宿を開業しようとする場所が市街化調整区域内であるかの確認は、「市町村の開発許可担当窓口」までお問い合わせください。許可については、次項「3 都市計画法関係」を参照してください。

(2) 農振法(農業振興地域の整備に関する法律)及び農地法による制限

農業振興地域の農用地区域内における開発行為は制限されます。また、農家民宿の開設にあたり、農地を農地以外のものに転用する場合は、農地法に基づく農地転用許可が必要になります。

(3) その他の法律等

そのほかにも、農家民宿を開設しようとする場所によっては以下の法律等の制限を受けることがありますので、県農林事務所企画部地域農林企画課までお問い合わせください。

- ・ 水質汚濁防止法(民宿の厨房施設・洗濯施設・入浴施設から公共用水域に水を排出)
- ・ 景観条例等
- ・ 国土利用計画法
- ・ 森林法
- ・ 自然公園法
- ・ 自然公園条例
- ・ 福島県自然環境保全条例
- ・ 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律 など



3 都市計画法関係

平成 18 年 7 月からは、市街化調整区域内でも、農林漁業者が自ら居住する住宅の空き部屋等を活用して農家民宿を営む場合、一定の条件を満たしていれば、福島県開発審査会に建築物の用途変更を申請し、許可を受けることができるようになりました。(中核市については、市にお問い合わせください。)

条件とは、①農林漁業者であること、②客室延床面積 33 ㎡未満であること、③自ら居住している、または自ら居住している住宅と同一敷地内の建築物での営業であること、等です。

建築物の用途変更を申請する場合は、事前に各農林事務所「農林漁業体験民宿業であること等の確認」を受ける必要があります。

詳しくは、許可の条件・手続き等については「市町村の開発許可担当窓口」、また事前の確認については県農林事務所企画部地域農林企画課にお問い合わせ下さい。

4 建築基準法及び消防法関係

農家民宿の営業許可申請をする前にしておかなくてはならないこととして、建物の新築、増築、改築を伴う場合や宿泊施設への用途変更が 100 ㎡を越える場合は、市または県の建築確認担当部署等による建築確認が必要です。

また、宿泊施設の用途に供する床面積が 50 ㎡を超えるか、一般住宅の用に供する床面積以上の場合、消防署等による防火対象物としての消防法令適合状況の確認が必要です。なお、市町村によっては、火災予防条例等で 50 ㎡以下でも規制がある場合もあります。

したがって、保健所に営業許可を申請する前に、家の間取り図等(平面図など)を準備して、市または県の建築確認担当部署や消防署などに出向き十分に相談して下さい。

○福島県（福島市、郡山市、いわき市、会津若松市*³、須賀川市*³を除く）における農家民宿に係る建築基準法上、旅館として取り扱わない判断基準

住宅の一部を農家民宿等として利用するもののうち、客室の床面積の合計が 33 m²未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないとする判断基準は、原則として下記のとおりとする。

- (1) 農家民宿とすることができる建築物は、3 階建以下の建築物とする。
- (2) 客室を設けることができる階は、避難階*⁴とその直上又は直下の階までとする。
- (3) 客室が避難階に存しない場合は、客室から廊下及び階段を経て屋外の安全な場所に避難できることとする。

ただし、客室を有する階の床面積が 100 m²を超える建築物には、客室から避難階に通じる 2 以上の階段を設けることとする。

*³ ただし、旅館部分の床面積が 100 m²を超える場合等は、県の所轄となる。

*⁴ 地面に接している階のこと。

5 旅館業法の営業許可

「宿泊」の営業をするためには旅館業法の営業許可を取得する必要がありますが、その営業区分については、営業形態や構造設備によって、「ホテル」、「旅館」、「簡易宿所」、「下宿」の 4 つの区分があります。

これまで、「簡易宿所」については、客室延床面積 33 m²以上でないと営業許可の取得ができませんでしたが、平成 15 年 4 月から、「旅館業法施行規則」の一部が改正され、「農家民宿」であれば客室延床面積 33 m²未満でも簡易宿所の営業許可取得が可能になりました。

また、平成 17 年 3 月に福島県旅館業法施行条例が改正され、次の緩和措置が行われました。

- ・ 「農家民宿」で客室延べ床面積 33 m²未満の施設は、トイレの水洗化の規定は適用しない
- ・ トイレ設備の便器の種類及び数の規定を削除



(1) 客室延床面積 33 m²未満の場合

旅館業法の「営業許可(簡易宿所(農林漁業体験民宿))」を取得する必要があります。

許可の取得にあたっては、農林漁業者であることなどの条件があり、予め県農林事務所を確認申請をして確認書の交付を受けておきます。(中核市については、市農家民宿担当窓口にお問い合わせください。)

○営業許可(簡易宿所(農林漁業体験民宿))

具体的な設備については、収容定員に応じた規模の入浴設備、洗面所、トイレ等が基準に適合している必要があります、設備や衛生管理の基準が規定されていますが、客室の最低延床面積やトイレの水洗化等については特例措置が認められています。

(2) 客室延床面積 33 m²以上の場合

営業形態や構造設備に応じて、旅館業法の「営業許可(ホテル・旅館・簡易宿所)」を取得する必要があります。

○営業許可(ホテル・旅館・簡易宿所)

具体的な設備については、客室のほか、収容定員に応じた規模の入浴設備、洗面所、トイレ等が必要であり、設備や衛生管理の基準が規定されています。

また、施設の規模によっては、建築基準法上の「防火上主要な間仕切り壁、非常用照明、排煙設備」、消防法上の「誘導灯、誘導標識」などの設置が必要な場合が想定されますので、十分に市または県の建築確認担当部署、消防署等と相談して下さい。

6 農林漁業体験民宿業であること等の確認

客室延床面積 33 m²未満の場合、営業許可の取得にあたっては、①営業許可を受けようとするものが農林漁業者であること、②その営もうとする民宿が、この手引きの「第1の2の(3)「農林漁業体験民宿業」に必要な役務の提供を行うものであること、が条件になります。

条件を満たしていることの確認については、営業許可を申請する前に、県農林事務所企画部地域農林企画課にお問い合わせください。

(中核市については、市農家民宿担当窓口にお問い合わせください。)



7 営業許可申請の手続き

旅館業法の「営業許可(ホテル・旅館・簡易宿所)」は、施設の所在地を管轄する保健所に許可申請を行い、決められた基準にあっていることを保健所で確認してもらわなくてはなりません。旅館業法上の許可の基準については、「8 旅館業法関係の構造設備の基準及び衛生措置の基準」で述べます。

- ・ 開業を希望される場合は、家の間取り図(平面図)を準備して、営業許可を管轄する保健所にお気軽にご相談下さい。
- ・ 建築確認や防火対象物の消防法令適合状況の確認が必要な建物の場合、保健所への申請の際は、建築基準法検査済証の写しや消防法令適合通知書の写しを添付することになります。
- ・ 旅館業営業許可の申請手数料は2万2千円です。

8 旅館業法関係の構造設備の基準及び衛生措置の基準

(1) 構造設備の基準

旅館業法の営業許可を受けるためには構造設備の基準に適合しなければなりません。農家民宿開設の主な基準を以下に示しますので、詳細は保健所等にご相談下さい。

○旅館用途部分全般

- ・ 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有する必要があります。

○客室

- ・ 客室と他の客室、廊下等の間は、壁、はめ板、ふすまなどの仕切が必要です。

○玄関帳場、ロビー

- ・ 農家民宿の場合も宿泊客に宿帳を記載してもらう場所が必要になります。

○浴室、脱衣所

- ・ 浴室は、他の場所から見通すことができず、換気、採光、湯気抜きが適切にできる構造とする必要があります。
- ・ 脱衣所や洗い場は、耐水材料の構造とする必要があります。

○トイレ

- ・ 農家民宿(客室延床面積 33 m²未満)の場合は、トイレは必ずしも水洗化されてなくてもよく、便器の最小設置数も大小兼用便器1個で支障はありません。
- ・ トイレには手洗い設備を設ける必要があります。専用の設備が望ましいですが、手洗いに支障ない構造の場合は便器一体型も可です。

○洗面所

- ・ 洗面できる設備が必要です。

(2) 衛生措置の基準

衛生基準は開業後に守るべき事項を取り決めたもので、衛生的な状態を保つために一般的に必要なことです。

○旅館用途部分全般

- ・ 施設及びその周辺は、常に清潔に保ち、ねずみ、昆虫の発生防止に努めます。

○客室及び廊下

- ・ くず入れを備えます。
- ・ 客室の定員は、簡易宿所営業の場合、2.2 m²につき1人です。



○浴室、脱衣所

- ・ 浴室には、清浄な湯及び水を十分に供給できなければなりません。
- ・ 浴槽水は、毎日、水の入替えが必要です。
- ・ 洗い桶、腰掛け、脱衣カゴ、脱衣棚などは、常に清潔にしておきます。

○トイレ

- ・ 汲み取りの場合は、殺虫剤、防臭剤を用い、常に防虫、防臭に努めます。
- ・ 手洗い設備のタオル類は、宿泊者1人ごとに取り替えます。

○寝具類

- ・ 寝具類は常に清潔にし、客室の総定員以上の数を備えます。
- ・ シーツ、枕カバー、浴衣は、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えます。

○洗面所

- ・ 飲用に適する湯又は水を十分供給します。
- ・ くず入れを備えます。

第3 旅館業営業許可早見表

	旅館業の営業許可		関係法令
	客室延床面積33㎡未満 (客室の合計が20畳程度未満)	客室延床面積33㎡以上 (客室の合計が20畳程度以上)	
申請 手 続	○保健所へ申請 (申請手数料：2万2千円) ・農林漁業体験民宿業等の確認書 ・建築基準法検査済証の写し ・消防法令適合通知書の写し を添付	○保健所へ申請 (申請手数料：2万2千円) ・建築基準法検査済証の写し ・消防法令適合通知書の写し を添付	
区 分	簡易宿所(農林漁業体験民宿)	簡易宿所又は旅館、ホテル	
設 備	○トイレ(必ずしも水洗でなくてよい) ○ 〃 (最小で大小兼用便器1個で 支障ない) ○滅菌装置(水道以外の給水設備の場 合) など	○トイレ(水洗式) ○ 〃 (適当な数の便器を有するこ と) ○滅菌装置(水道以外の給水設備の場 合) など	旅館 業 法
	○避難上問題がないと認められる建築 物については建築基準法上の旅館と して取り扱わない	○避難経路や火気使用室とその他の部 分を区分する防火上主要な間仕切り 壁、非常用照明及び排煙設備の設置 ○旅館への用途変更が100㎡を超え る場合、市または県の建築確認担当 部署から建築基準法による確認済証 の交付を受け、旅館業法営業許可申 請時にその写しを添付	建 築 基 準 法
	○消防署等から消防法令適合通知書の交付を受け、旅館業法営業許可申請時に その写しを添付		消 防 法
	【宿泊施設の用途に供する床面積が50㎡ 以下で、かつ一般住宅の用に供する床面積 未満の場合】	【左記以外の場合】	
	○法律が改正され、住宅用火災警報器の設 置が義務付けられました。 既設・増築部分については平成23年6 月から、新築は平成18年6月から適用	○床面積等に応じた各種消防用設 備等を設置 ○避難が容易などの場合、以下の 設置を要しない ・誘導灯、誘導標識 ・消防機関へ通報する火災報知 設備	

第4 食事の提供のための営業手続き

食事を提供する場合は、飲食店営業の営業許可が必要になりますので、家の間取りや調理場の平面図を持参して、管轄の保健所に相談してください。

1 営業許可

営業許可を取得する場合には、保健所に営業許可申請書を提出し、保健所の担当者の現地調査のうえ、許可証が交付されます。施設ごとに許可の有効期限が定められ、最低5年ごとに許可の更新をすることになります。

飲食店営業許可の申請手数料(新規)は1万6千円です。

2 食品衛生法の施設基準及び管理運営基準

営業施設は、県条例に定められた「施設基準」に合致する必要があり、許可取得後は、施設の清潔保持、清潔な服装や衛生的な食品の取扱方法を定めた「管理運営基準」を遵守する必要があります。

調理場については、自家用台所と兼用は可能ですが、

- ・ 居間や客席(食堂)との区画
- ・ 床、内壁、天井の材質、構造
- ・ 水道以外の水の場合には、滅菌装置の設置

などの基準が定められています。

また、「管理運営基準」では、

- ・ 食品衛生責任者の設置
- ・ 水道以外の水の場合には、年1回以上の水質検査
- ・ 日常的な清掃や衛生管理
- ・ 調理従事者の健康管理

などについて定められています。



食品衛生責任者になるには、調理師、栄養士などの資格を取得しているか、保健所が実施する食品衛生責任者養成講習を受講しなければなりません。

3 加工食品の製造・販売

食肉、魚介類、牛乳を販売する場合及びみそ、豆腐、めん類、そう菜、缶詰瓶詰め食品等を製造販売する場合には、別に業種ごとに営業許可が必要になり(自炊客に提供する場合も含む。)、食品を製造する場合には専用の製造室が必要になります。

第 5 問い合わせ先

1 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律、及び農林漁業体験民宿業であること等の確認(中核市を除く)について

- ・ 農林漁業体験民宿業であること等の確認については、下記の県農林事務所企画部地域農林企画課にお問い合わせください。

<関係法令担当及び営業場所を管轄する県機関名>

	窓 口	電 話	F A X
県 庁	観光交流局観光交流課	024-521-7287	024-521-7888
県 北	県北農林事務所企画部地域農林企画課	024-521-7660	024-521-7987
県 中	県中農林事務所企画部地域農林企画課	024-935-1510	024-935-1514
県 南	県南農林事務所企画部地域農林企画課	0248-23-1577	0248-23-1590
会 津	会津農林事務所企画部地域農林企画課	0242-29-5369	0242-29-5389
南会津	南会津農林事務所企画部地域農林企画課	0241-62-5252	0241-62-5256
相 双	相双農林事務所企画部地域農林企画課	0244-26-1153	0244-26-1181
いわき	いわき農林事務所企画部地域農林企画課	0246-24-6197	0246-24-6196

2 旅館業法及び食品衛生法について

- ・ お客様を営業として宿泊させる場合は「旅館業営業許可」を取得する必要があります。
- ・ お客様に食事を調理して提供する場合は、さらに、「飲食店営業許可」を取得する必要があります。

<関係法令担当及び営業場所を管轄する県機関名>

	窓 口	電 話	F A X
県 庁	保健福祉部食品生活衛生課	旅館 024-521-7243 食品 024-521-7245	024-521-7925
県 北	県北保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 024-534-4304 食品 024-534-4305	024-534-4162
県 中	県中保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 0248-75-7820 食品 0248-75-7821	0248-75-7825
県 南	県南保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 0248-22-5486 食品 0248-22-5487	0248-23-1252

会 津	会津保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 0242-29-5521 食品 0242-29-5516	0242-29-5513
南会津	南会津保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 0241-63-0308 食品 0241-63-0308	0241-63-0310
相 双	相双保健福祉事務所 生活衛生部衛生推進課	旅館 0244-26-1363 食品 0244-26-1358	0244-26-1332

注)「旅館」:「旅館業営業許可」関連、「食品」:「飲食店営業許可」関連

<関係法令担当及び営業場所を管轄する中核市保健所>

	窓 口	電 話	F A X
郡 山 市	郡山市保健所生活衛生課	旅館 024-924-2157 食品 024-924-2157	024-934-2860
いわき市	いわき市保健所生活衛生課	旅館 0246-27-8591 食品 0246-27-8592	0246-27-8600

注)「旅館」:「旅館業営業許可」関連、「食品」:「飲食店営業許可」関連

3 都市計画法について

市街化調整区域に定められているかなどについては、「市町村の開発許可担当窓口」にお問い合わせ下さい。

4 建築基準法について

客室延床面積 33 m²以上の施設では従来の基準が適用されますので、下記の窓口にお問い合わせ下さい。

<関係法令担当及び営業場所を管轄する県機関名(福島市、郡山市、いわき市、会津若松市、須賀川市以外担当)>

	窓 口	電 話	F A X
県 庁	土木部建築指導課	024-521-7523	024-521-7955
県 北	県北建設事務所建築住宅部建築住宅課	024-521-7701	024-521-7980
県 中	県中建設事務所建築住宅部建築住宅課	024-935-1463	024-935-1544
県 南	県南建設事務所建築住宅部建築住宅課	0248-23-1636	0248-23-1504
会 津	会津若松建設事務所建築住宅部建築住宅課	0242-29-5461	0242-29-5459
喜多方	喜多方建設事務所建築住宅部建築住宅課	0241-24-5727	0241-24-5729
南会津	南会津建設事務所建築住宅部建築住宅課	0241-62-5337	0241-62-5340
相 双	相双建設事務所建築住宅部建築住宅課	0244-26-1223	0244-26-1334

<関係法令及び営業場所を所轄する市機関>

市町村	窓 口	電 話	F A X
福島市	都市政策部開発建築指導課	024-525-3764	024-533-0026
郡山市	都市整備部開発建築指導課	024-924-2371	024-938-2720
いわき市	都市建設部建築指導課	0246-22-7516	0246-22-7566
会津若松市*5	建設部都市計画課	0242-39-1261	0242-39-1450
須賀川市*6	建設部建築課	0248-88-9151	0248-73-4205

*5 旅館部分の床面積が 100 ㎡を超える場合等は、会津若松建設事務所の所轄となる。

*6 旅館部分の床面積が 100 ㎡を超える場合等は、県中建設事務所の所轄となる。

5 消防法について

消防設備の設置などについては、火災予防条例が市町村毎に違う点がありますので、最寄りの各消防本部、消防署等にお問い合わせください。

<関係法令担当の県機関名>

	窓 口	電 話	F A X
県 庁	生活環境部消防保安課	024-521-7193	024-521-7920

<営業場所を管轄する消防本部>

消防本部名	電話	F A X
福島市消防本部	024-534-0119	024-534-0310
伊達地方消防組合消防本部	024-575-4101	024-575-4103
安達地方広域行政組合消防本部	0243-22-1211	0243-22-1355
郡山地方広域消防組合消防本部	024-923-8171	024-923-1228
須賀川地方広域消防本部	0248-76-3111	0248-75-3917
白河地方広域市町村圏消防本部	0248-22-2155	0248-23-3999
喜多方地方広域市町村圏組合消防本部	0241-22-6211	0241-24-4011
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	0242-25-1203	0242-25-1229
南会津地方広域市町村圏組合消防本部	0241-62-2141	0241-62-2142
相馬地方広域消防本部	0244-22-4164	0244-22-5790
双葉地方広域市町村圏組合消防本部	0240-35-2119	0240-35-3520
いわき市消防本部	0246-22-0123	0246-24-3944